

阿賀野市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市規則第16号

阿賀野市行政組織規則の一部を改正する規則

阿賀野市行政組織規則（平成25年阿賀野市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

総務部	市長政策・市民協働課		秘書広報広聴係
	総務課		庶務係 交通対策係 人事係
	危機管理課		危機管理係
	企画財政課		企画係 財政係
		デジタル化推進室	デジタル化推進係 電算係
	管財課		管財係
税務課		市民税係 資産税係 収税係	
民生部	市民生活課		市民係 相談係 マイナカード普及推進班
		脱炭素・SDGs推進室	環境係
	健康推進課		成人係 健康づくり係 予防係 病院管理係 国保年金係 後期高齢係
	社会福祉課		福祉企画係 児童福祉係 障がい福祉係 援護係
	高齢福祉課		介護保険係 高齢福祉係
	生涯学習課		社会教育係 図書館係 文化行政係 管理・スポーツ係
産業建設部	農林課		農林企画係 農林振興係 農林整備係 農園振興係
	商工観光課		商工振興係 観光係
	公園管理事務所		公園管理係
	建設課		庶務係 建設係 維持管理係 都市計画建築係
	上下水道局		下水道管理係 下水道維持係 下水道建設係

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

課（局）	所掌事務
市長政策・市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 秘書に関すること。 (2) 儀式、式典、褒章及び表彰に関すること。 (3) 施策の企画・調整に関すること。 (4) 市長特命事項に関すること。 (5) 市民協働に関すること。 (6) 市政懇談会に関すること。 (7) 阿賀野市イメージキャラクターに関すること。 (8) 広報広聴活動に関すること。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自治会関係事務に関すること。 (2) 市議会の招集及び議案等に関すること。 (3) 文書及び法規に関すること。 (4) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (5) 交通政策に関すること。 (6) 財産区に関すること。 (7) 組織機構の再編及び改善に関すること。 (8) 職員人事に関すること。 (9) 総合教育会議に関すること。 (10) 交通安全・防犯対策に関すること。 (11) 統計調査に関すること。 (12) 他の所管に属さない事務に関すること。 (13) 総務部内の庶務に関すること。
危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危機管理に関すること。 (2) 防災・減災対策に関すること。
企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 予算の編成及び執行管理に関すること。 (2) 財政運営に関すること。 (3) 総合政策の策定、重要施策の企画及び調整に関すること。 (4) 行財政改革に関すること。 (5) 広域行政に関すること。 (6) 電算処理に関すること。 (7) 行政デジタル化の総合的な企画及び調整に関すること。 (8) 国際交流に関すること。 (9) 男女共同参加の推進に関すること。
管財課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財産の総合管理及び調整に関すること。 (2) 入札及び契約に関すること。 (3) 工事等の検査管理に関すること。 (4) 担当施設の整備に関すること。

税務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の賦課に関する事。 (2) 市税の収納及び滞納整理に関する事。 (3) 税務証明に関する事。
市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事。 (2) 住居表示に関する事。 (3) マイナンバーカードに関する事。 (4) 一般旅券の発給等に関する事。 (5) 人権擁護に関する事。 (6) 消費者保護行政に関する事。 (7) 環境政策に関する事。 (8) 一般廃棄物の処理計画に関する事。 (9) 墓地及び埋火葬に関する事。 (10) 民生部内の庶務に関する事。
健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 母子及び成人保健に関する事。 (2) 健康づくり及び疾病予防に関する事。 (3) 歯科保健に関する事。 (4) 精神保健に関する事。 (5) 地域医療に関する事。 (6) 休日診療業務に関する事。 (7) 病院事業の運営に関する事。 (8) 病院整備に関する事。 (9) 国民健康保険及び国民年金に関する事。 (10) 後期高齢者医療に関する事。 (11) 健康寿命延伸に関する事。 (12) 児童家庭相談に関する事。
社会福祉課（福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 民生委員及び児童委員に関する事。 (2) 児童福祉に関する事。 (3) 保育所及び児童クラブに関する事。 (4) 障がい者福祉に関する事。 (5) 生活保護に関する事。 (6) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。 (7) こどもの貧困対策に関する事。 (8) NPO、ボランティア等に関する事。
高齢福祉課（福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要介護認定に関する事。 (2) 介護保険の賦課徴収に関する事。 (3) 介護保険給付に関する事。 (4) 高齢者福祉に関する事。 (5) 老人医療費助成事業に関する事。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を

	<p>除く。)</p> <p>(2) 文化に関する事(文化財の保護に関する事を除く。)</p> <p>(3) 阿賀野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成25年阿賀野市教育委員会規則第2号)第3条に規定する業務に関する事。</p>
農林課	<p>(1) 農業、林業及び水産業(内水面)の振興に関する事。</p> <p>(2) 農業後継者及び担い手の育成並びに生産の組織化及び法人化に関する事。</p> <p>(3) 農業振興地域の整備に関する事。</p> <p>(4) 農畜産物の地産地消推進に関する事。</p> <p>(5) 農業農村整備に関する事。</p> <p>(6) 農道の整備に関する事。</p> <p>(7) 森林及び林道の整備に関する事。</p> <p>(8) 産業建設部内の庶務に関する事。</p>
商工観光課	<p>(1) 商業及び工業の振興に関する事。</p> <p>(2) 労働行政及び雇用対策に関する事。</p> <p>(3) 企業誘致に関する事。</p> <p>(4) 観光及び物産に関する事。</p> <p>(5) 観光施設の管理運営に関する事。</p> <p>(6) 阿賀野市宿泊施設リズムハウス瓢湖に関する事。</p> <p>(7) 宝珠温泉保養センターあかまつ荘に関する事。</p>
公園管理事務所	<p>(1) 瓢湖公園管理に関する事。</p> <p>(2) 公園整備に関する事。</p> <p>(3) その他公園管理に関する事。</p>
建設課	<p>(1) 道路、河川、橋梁等に関する事。</p> <p>(2) 都市緑化に関する事。</p> <p>(3) 国土調査に関する事。</p> <p>(4) 法定外公共物に関する事。</p> <p>(5) 都市計画に関する事。</p> <p>(6) 開発行為に関する事。</p> <p>(7) 建築に関する事(他課に属する事を含む。)</p> <p>(8) 公営住宅に関する事。</p> <p>(9) 国県等関係機関との事業調整に関する事。</p> <p>(10) 道の駅あがのに関する事。</p>
上下水道局	<p>(1) 下水道事業及び集落排水事業の経営に関する事。</p> <p>(2) 下水道事業及び集落排水事業の計画に関する事。</p> <p>(3) 下水道施設の建設に関する事。</p> <p>(4) 下水道施設の維持管理に関する事。</p>

	<ul style="list-style-type: none">(5) 下水道施設の災害復旧に関する事。(6) 浄化槽に関する事。(7) 受益者負担金及び分担金の賦課、徴収及び滞納整理に関する事。
会計課	<ul style="list-style-type: none">(1) 現金及び有価証券並びに担保物件の出納及び保管に関する事。(2) 決算の調整に関する事。(3) 支出負担行為の確認に関する事。(4) 資金計画に係る支払資金の調達に関する事。(5) その他収支に係る会計審査に関する事。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。